

ガスの卸調達・適正取引の在り方について ~ スイッチング業務等の標準化について~

2019年2月15日(金)



ガスにおけるスイッチング業務等の現状

- 小売全面自由化前の第24回ガスシステム改革小委員会(2015年)において、都市ガス会社のスイッチング手続き等について、スイッチング業務フローや検索可能情報を標準化していくことが整理された。
- 第24回制度設計専門会合(2017年11月開催)で、スイッチング業務フロー等の標準化は必ずしも十分ではなく、導管事業者毎に業務フローやレイアウトが異なることが、複数のエリアに参入する事業者の業務コストの増加を招き、新小売事業者の負担となっていることが、新小売事業者より指摘された。

大手以外のガス会社のスイッチング手続や業務運用の実態(一例)

託送マッチング の申込

・1顧客1Excelファイルの記入を求められる

・スイッチングに無関係の情報(メーター社番、供給開始日)の入力が必要

・郵送申込しか受け付けない

・15営業日前の申込が必要(大半の会社は5営業日前)

供給地点特定番号

・桁数が会社により異なり、また最初の3桁が導管事業者コードではない 事業者もある (小売側でシステム処理が困難)

検針データ連携

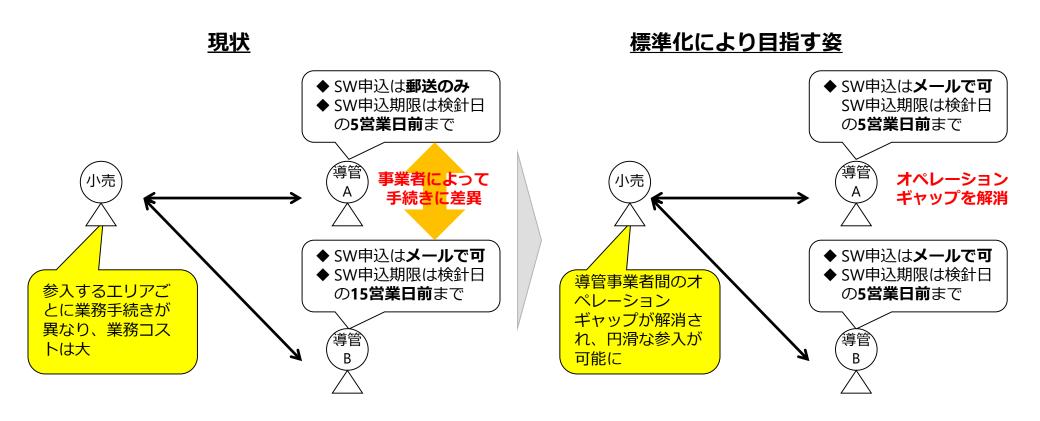
・検針日から3~7営業日とバラバラ(一部はそれを超える会社も)

消費機器情報の 連携 ・JGA統一フォーマットがあるにもかかわらず、自主保安として個社独自の要求項目がある

第24回制度設計専門会合 資料3-1 新規参入ガス小売から見たガス全面自由化における課題について(2017年11月28日)、 5ページから抜粋

本日の報告内容

- 導管事業者ごとに異なるスイッチング(以下、SWという。)業務等のオペレーションギャップを解消し、小売事業者の円滑な参入を促進するため、2018年2月より、電気・石油を含む新小売事業者、導管事業者の代表として日本ガス協会(以下、JGAという。)、委員会事務局との間で検討を重ね、導管事業者と小売事業者との間で発生する業務手続きの標準化について検討を行ってきた。
- ◆ 本日は、今般とりまとめた標準化方針の内容について報告させていただく。



本検討の概要

- 標準化の対象業務は一般ガス導管事業者*とガス小売事業者間でやり取りを行うSW業務、新規契約・解約に伴う開閉栓業務等とした。
- 導管事業者と小売事業者間で情報共有する際の手段を定めた上で、各業務について、業務フロー、業務フローで定められた様式の要求項目、レイアウトの順に沿って検討を進めた。

*まずは、新規参入が既に進んでいるあるいは参入の可能性がある地域の一般ガス導管事業者(例えば、2G、三大都市圏の3G等)から取組を進めていく。なお、既に小売・導管事業者間でシステム連携を行っている大手3社等については、既存方法による運用を妨げないこととする。

各項目の検討方針

検討方針

標準化対象の業務

| 業務名称 | 業務内容 |
|---------------|------------------------|
| SW業務 | SW申込、廃止取次、マッチン グ報告等 |
| 開閉栓業務 | 託送開始・終了申込、開閉栓報 告等 |
| 需要家情報変更 業務 | 需要家名義、住所情報の変更等 |

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

電子メール等の電磁的方法によるやり とりを前提とした標準的な手段を決定

左記業務の具体的な手順、必要な様式 等を定めた標準的なフローを作成

業務フローの各様式で要求される標準的な項目について、「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき精査し決定

各様式の標準的なレイアウトを作成

情報共有手段の標準化内容

● 情報共有手段については、原則電子メール、システムといった電磁的方法*を用いることとし、Excelファイル形式の電子データを用いてデータ授受を行うこととする。

*電子メール、オンラインストレージサービス等によりデータ授受を行う方法を指し、電話、FAX、郵送による手段は含まない。

標準化内容

情報共有手段

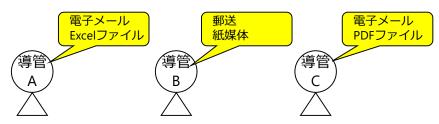
業務フロー

要求項目

レイアウト

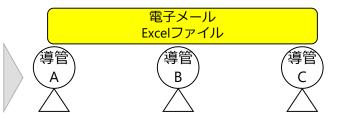
- ◆ 電子メール、オンラインストレージサービスといった電磁的方法*を用いる こととする
- ◆ Excelファイル形式の電子データを用いてデータ授受を行うこととする

<u>現状</u>



- ✓ 導管事業者ごとに情報共有手段が異なる
- ✓ 小売事業者は、紙媒体、PDFといったデータ処理に時間 がかかる媒体でのやりとりを求められる

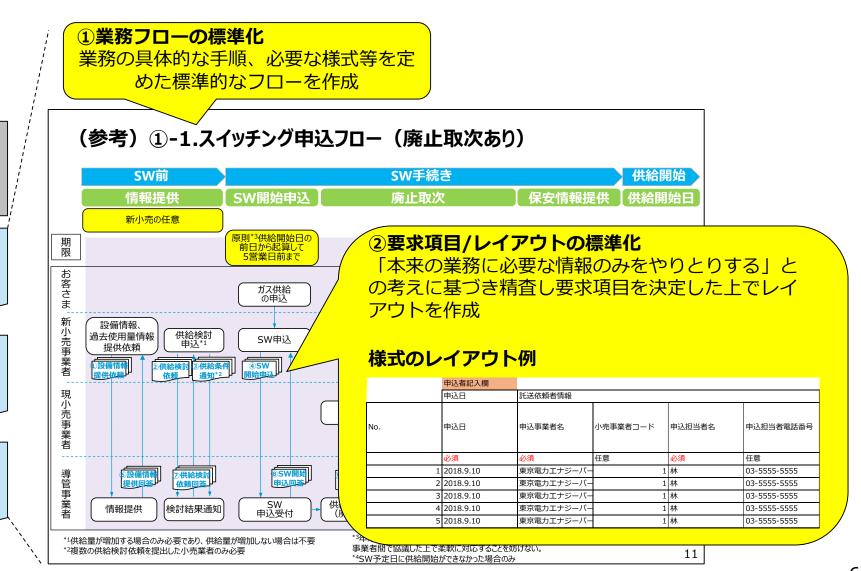
標準化により目指す姿



- ✓ 情報共有手段を標準化
- ✓ やりとりするデータを電子化

業務フロー、要求項目、レイアウトの標準化の検討イメージ

業務フロー、要求項目、レイアウトの標準化に係る検討イメージは下記の通り。



情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

業務フローの標準化内容

◆ SW業務、開閉栓業務等の具体的な手順、必要な様式、様式の提出/報告期限等については、次頁以降に示す標準的なフローで定められたルールに従うこととする。

標準化内容

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

◆ SW業務(廃止取次有/無)、開閉栓業務、需要家情報変更業務の具体的な手順、必要な様式、様式の提出/報告期限等については、次頁以降に示す標準的なフローに定められたルールに従うこととする

現状

SW申込の様式有 SW申込期限は検針 日の**5営業日前**

> 導管 B

SW申込の様式**有** SW申込期限は検針 日の**15営業日前**



SW申込の様式無

日の5営業日前

SW申込期限は検針

- ✓ 業務手順が設定されていない場合がある
- ✓ 様式が設定されていない場合がある
- ✓ 様式の提出/報告期限が導管事業者によって異なる

標準化により目指す姿

SW申込期限は検針日の**5営業日前** SW申込の様式**有**

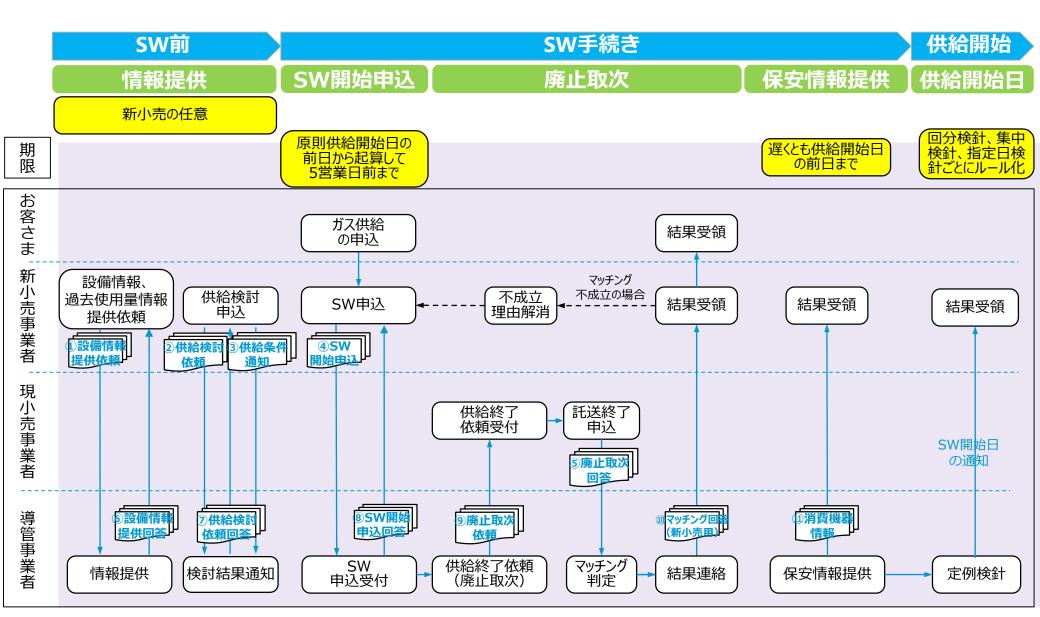




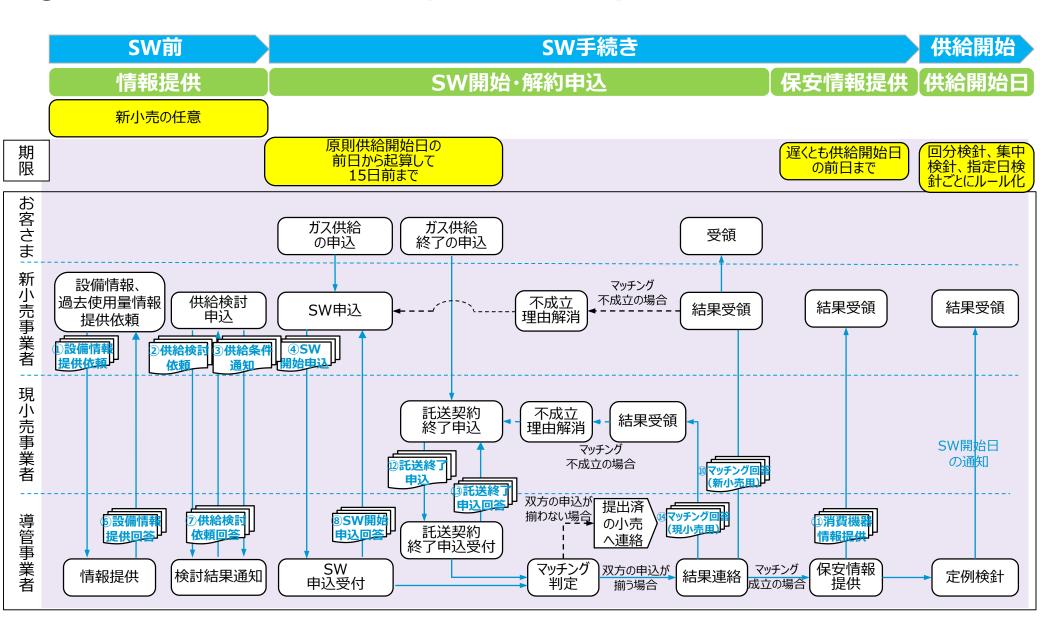


- ✓ 必要な業務に関する業務フローを設定
- ✓ 業務に必要な手順・様式を設定
- ✓ 様式の提出/報告期限を設定

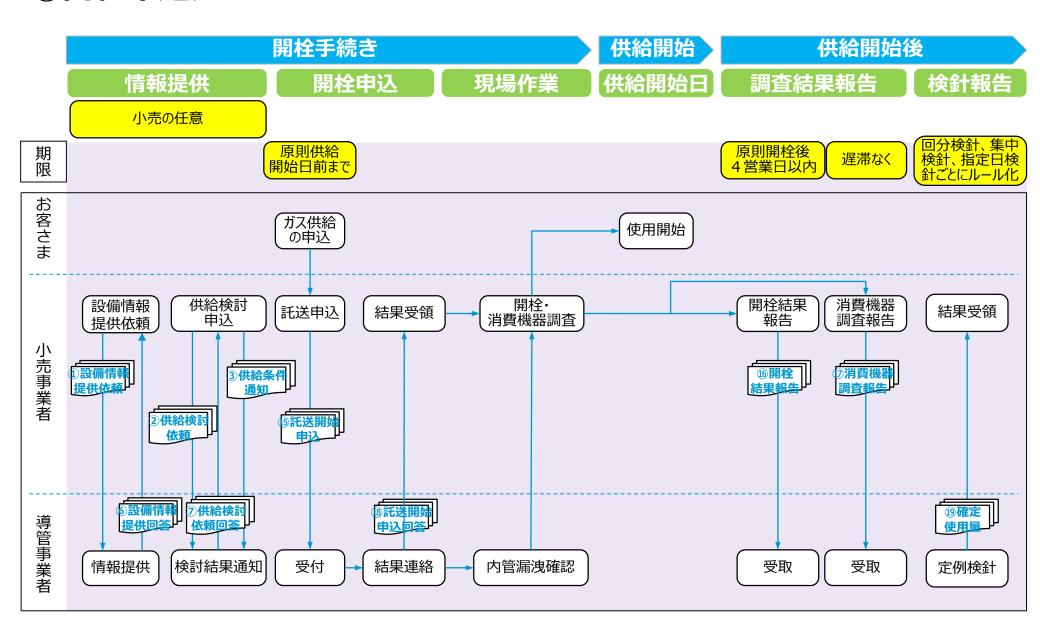
①-1.スイッチング申込フロー(廃止取次あり)※主に家庭用需要家が該当



①-2.スイッチング申込フロー (廃止取次なし)

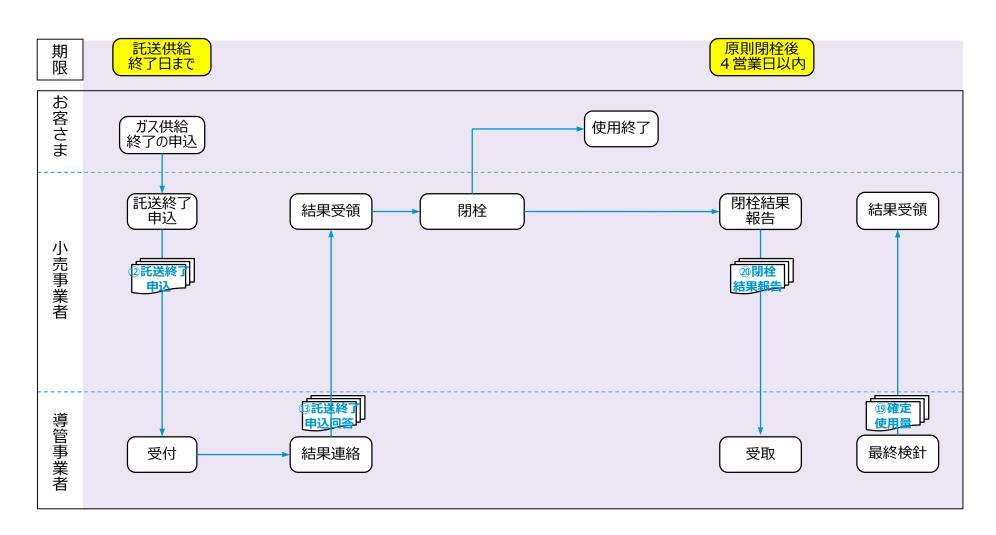


②開栓申込フロー ※導管、小売が別々に訪問する場合



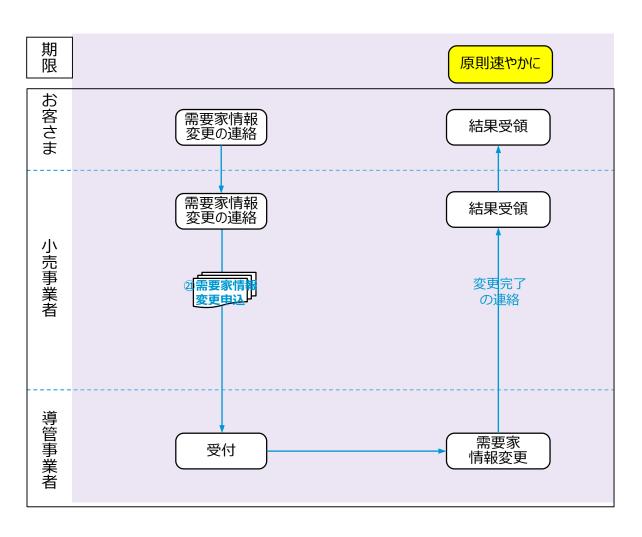
③閉栓申込フロー

閉栓手続き供給終了供給終了後閉栓申込現場作業供給終了日調査結果報告検針報告



4需要家情報変更フロー





(参考) 確定使用量の通知タイミングについて

- 1. 回分検針*1の場合
 - 原則検針日から5営業日以内に通知すること
- 2. 集中検針*²の場合
 - 原則検針終了日(最終日)から5営業日以内に通知すること
- 3. 指定日検針*3の場合
 - 原則検針日から2営業日以内に通知すること
- *1 当該導管事業者が供給するエリアをいくつかの地区に分割し、地区毎に検針日を定め、検針の都度調定(託送料金を確定させること)、 たんこう さん 電視機 のよさい 道策事業 おが採用している
- と)を行う方式。主に需要規模の大きい導管事業者が採用している
- *2 短期間(概ね3~5営業日以内)に集中して検針を行い、検針後、当該検針期間分を一括して調定を行う方式
- 。主に需要規模が小さく従業員数の少ない導管事業者が採用している
- *3 当該需要家毎に検針日を指定し、指定日に検針する方式。主に大口需要家が対象となる

| | NΒ | N+1営業日 | N+2営業日 | N+3営業日 | N+4営業日 | N+5営業日 |
|---------|-------|---------|--------|--------|-------------|--------|
| 1.回分検針 | 検針日 | | | | > | 通知期限日 |
| 2.集中検針 | 検針最終日 | | | | | 通知期限日 |
| 3.指定日検針 | 検針日 | | 通知期限日 | | | |

要求項目の標準化内容

- 業務フローで定めた全21様式の中でやりとりする要求項目については、「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき、原則必要と判断された要求項目のみを取り扱うこととする。
- 各要求項目の必要性(必須/条件付き必須/任意)の整理に従い運用することとする。

<u>標準化内容</u>

- ◆ 「本来の業務に必要な情報のみをやりとりする」との考えに基づき、原則必要と判断された要求項目のみを取り扱うこととする。
- ◆ 各要求項目の必要性(必須/条件付き必須/任意)の整理に従い運用することとする。

| 項目の必要性区分 | 概要 | 項目例 |
|----------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 必須 | 業務上、当該情報がなければやりとりが進まない項目 | 需要家名、供給地点住所 |
| 条件付き必須 | 特定の条件を満たした際に必須となる項目 | 払出エリア名 (複数の払出エリアを設定 している場合のみ) |
| 任意 | 必須ではないが、当該情報があった方が業務が円滑に進む場合がある項目 | 事業者コード |

情報共有手段

業務フロー

要求項目

レイアウト

現状

メーター社番 メーター社番 は必須 以本要 (は不要 (は任意 (なん) (は、本事) (は、なん) (は、なん)</t

✓ 業務に本来不要な情報を求められることがある

- ✓ 導管事業者ごとに要求項目が異なる
- ✓ 導管事業者ごとに要求項目の必要性が異なる

標準化により目指す姿



- ✓ 業務に必要な情報だけを授受
- ✓ 要求項目を標準化
- ✓ 要求項目の必要性を標準化

レイアウトの標準化内容

● 様式のレイアウトについては、1顧客情報を1行、複数の顧客情報をまとめて1シートに記入する仕様とする。

標準化内容

◆ 様式のレイアウトは、1顧客情報を1行、複数の顧客情報をまとめて1シートに記載する 仕様とする。

情報共有手段

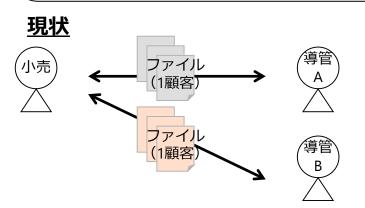
業務フロー

要求項目

レイアウト

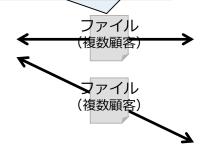


- ◆ 1顧客情報は1行に完結して記入
- ◆ 複数の顧客情報を1シート上に記入
- ◆ 1顧客1シートに変換可能となる機能を 付帯(事業者の任意で利用可能)



標準化により目指す姿

小売



✓ 複数顧客1シートに標準化

- ✓ 1顧客1ファイルでの記入を求められる
- ✓ 導管事業者によってレイアウトが異なる

(参考) レイアウトの標準化内容(供給地点特定番号)

- 供給地点特定番号については、前3桁を導管事業者コードとし、桁数については、現在利用されている最大 桁数に合わせて17桁に標準化することとする。
- 17桁への変更にあたっては、導管事業者の管理システムの変更に加え、現小売事業者が発行する検針票の変更も必要となり、システム改修を伴うことから、標準化対応には一定の時間的猶予を認めることとする。

標準化内容

◆ 供給地点特定番号は、前3桁を導管事業者コードとし、桁数は17桁に統一する。 17桁への変更にあたっては、導管事業者の管理システムの変更に加え、現小売事業者が発行する検針 票の変更も必要となり、システム改修を伴うことから、標準化対応には一定の時間的猶予を認めるこ ととする。

対応時期

| 対応時期 | 対応 |
|--------------------------|--|
| 短期 ※運用開始と同時 | ◆ 標準化後の様式には17桁にて記入する。(「導管事業者コード3桁」+「足りない桁数を0」+「現在の供給地点特定番号」) ◆ 導管事業者のウェブサイトにて17桁への変換方法を公開 |
| 中期 ※システム更新時に 併せて実施 | ◆ 検針票に17桁で記載 |

今後のスケジュール

- 標準化の実施にあたっては、業務マニュアルの作成、導管事業者への周知、託送供給約款の変更などを今後 行う必要がある。
- 業務マニュアルについては、年度末までに作成し、委員会ウェブサイトにて公表することとする。
- 導管事業者への周知については、JGAが説明会を開催する等行うこととし、導管事業者は、マニュアルが公表された2019年4月以降順次対応することとする。なお、新規参入が既に発生しているエリアの導管事業者は、夏頃までに標準化対応することとする。
- 導管事業者の標準化への対応状況について、委員会においても適宜フォローアップしていく。

^{*}標準化にあたり託送供給約款の変更やシステム改修が必要な場合、該当する業務の標準化に向けた手続きに時間を要する場合もある。